平成２５年（フ）第３２８号
札幌市豊平区豊平４条12丁目３番46号　橋本ハイツ11号
債務者　山下　弘二
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３９号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目１番３―602号
債務者　永尾　博文
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４０号
札幌市豊平区月寒中央通11丁目１番３―602号
債務者　永尾　トシ
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２６号
札幌市白石区栄通１丁目13番10号　マイシティ10―105号
債務者　落合　晃子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５６号
札幌市白石区栄通15丁目１番43号　コーポ15―201号
債務者　浅井　茂樹
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９号
青森県三戸郡五戸町大字豊間内字豊間内39番地１
債務者　上野富美子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３１号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島1443番地６　アネックスかんら205号
債務者　田村　　太
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１８号
堺市美原区丹上395番地３オーシャン美原108号、前住所堺市美原区多治井121番地４
債務者　加藤　梨紗（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
大阪府柏原市本郷３丁目８番９号
債務者　内藤　五雄
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
堺市南区桃山台２丁８番４―402号
債務者　與那城博子（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２４１号
大阪府南河内郡河南町大字一須賀463番地の１―202号
債務者　三木　伸造
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩2029番地の１
債務者　美馬　由幸
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２４号
群馬県館林市分福町847番地の42　分福県営住宅―85Ａ―10
債務者　小松原美和（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１０号
三重県松阪市東町31番地１　東町改良住宅117号、住民票上の住所三重県松阪市東町31番地１
債務者　中島　高廣（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年４月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４号
京都府船井郡京丹波町実勢大平45番地６
債務者　野村　保夫
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第５号
京都府船井郡京丹波町実勢大平45番地６
債務者　野村　幸代
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
京都地方裁判所園部支部破産係